



「かみんぐ Future つなぐ森事業」は、林業経営が成り立ちにくい森林※1で行う、市民と行政で協力する(手をつなぐ)、未来の子どもたちへ香美市の森とそれらを取り巻く文化や環境を残し、引き継ぐ(バトンをつなぐ)、取り組みです。森づくりによってたくさんのつながりが生まれ、思いを共有する取り組みが広がっていくことを期待して、川を通じて山から海へつながる「かみんぐ Future つなぐ森事業」を始めます。

※1 高知県地域森林計画の対象森林のうち、未来の森づくり委員会で策定した森林の区分図を基に、林業経営が成り立ちにくいと判断した森林

## 香美市の森林・林業の現状と課題

香美市は、総面積の87%が森林です。その内、民有林の人工林面積は約25,000haで、人工林率は75%となっています。人工林の多くは植えられてから50年以上を経て、豊富な森林資源が形成されています。これらの森林に対する間伐、植栽、下刈り等の適切な管理(手入れ)が重要な課題ですが、林業の採算性の悪化等により林業生産活動が全般的に停滞し、適切な管理が実施されず、森林の持つ公益的機能※2が発揮できない森林が存在するようになっています。また、立地条件的に木の生育が良くない人工林や、木材を運ぶ道がない等林業作業が行いにくい人工林も存在します。

※2 森林の持つ公益的機能 : 雨水を蓄えて、川の水量を調節する機能や、土砂の流出や崩壊を防ぐ機能など

## 林業経営が成り立ちにくい森林とは

香美市では以下の森林を林業経営が成り立ちにくい森林と区分しました。

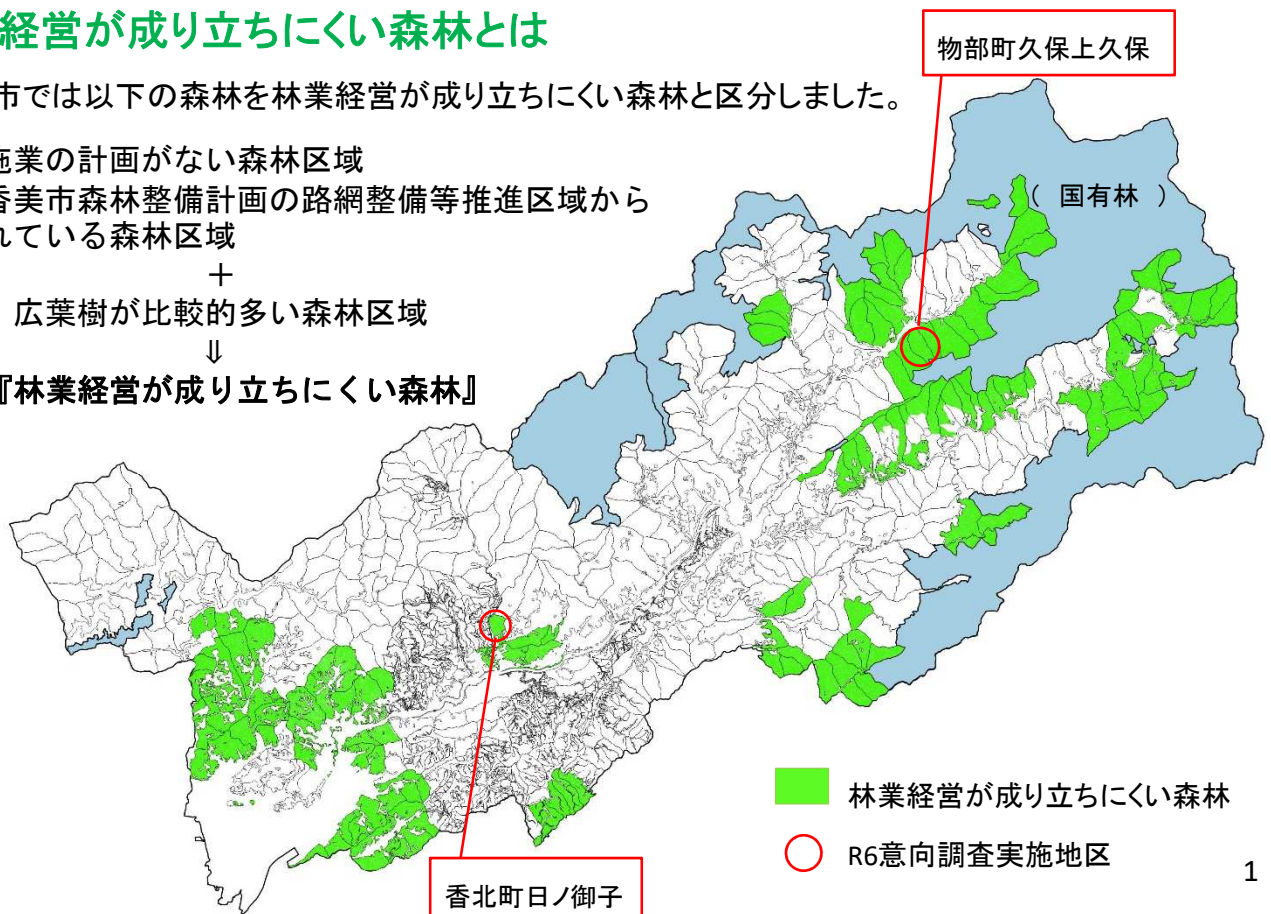
- ・ 施業の計画がない森林区域
- ・ 香美市森林整備計画の路網整備等推進区域から外れている森林区域

+

広葉樹が比較的多い森林区域

↓

『林業経営が成り立ちにくい森林』



# 森林経営管理制度とは

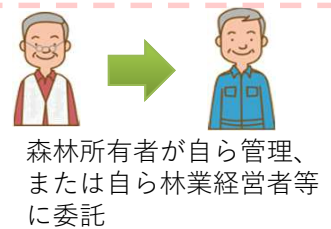
森林経営管理制度は、手入れがなされていない森林について、市町村が仲介役となって、森林所有者の方々と林業経営体をつなぐ制度です。

〈意向調査の流れ〉



## 管理方法の選択

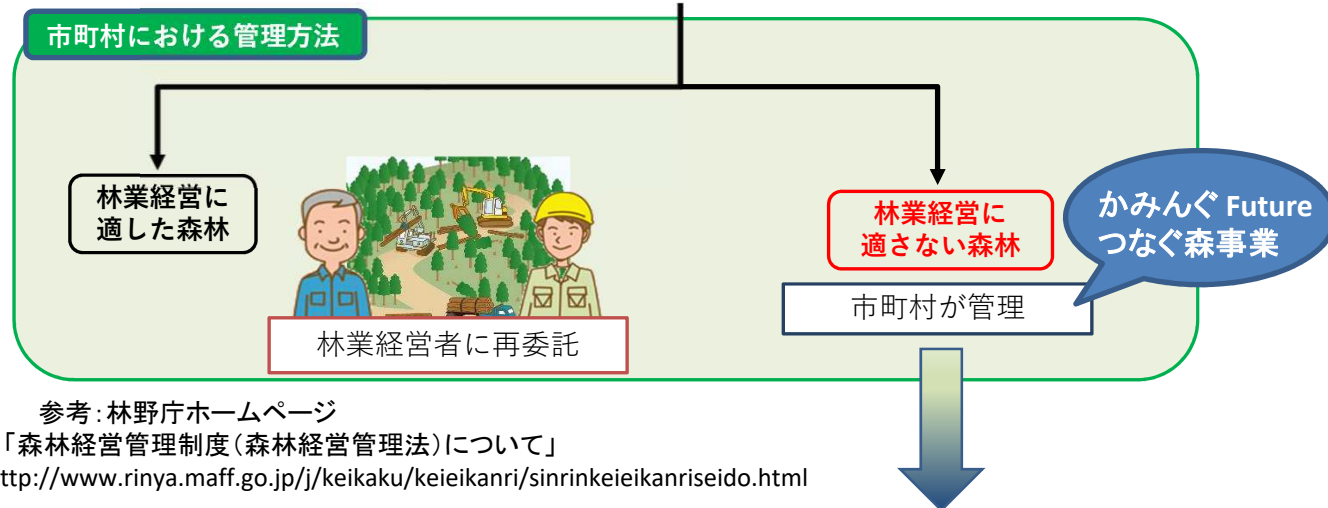
所有者が管理できる場合  
(制度を活用しない)



所有者が管理できない場合  
(制度を活用する)

市町村での管理を検討

## 市町村における管理方法



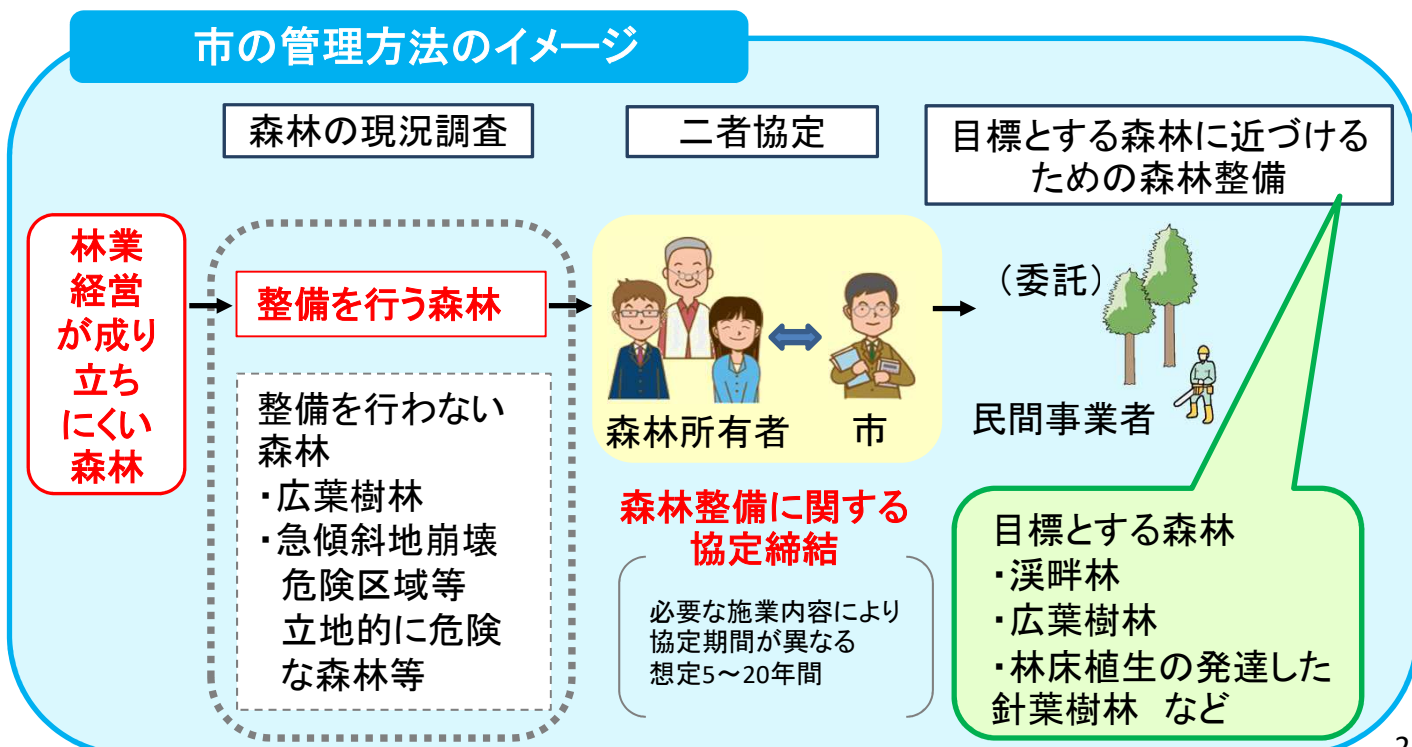
## 市へ経営管理を委ねられた森林の整備方針

木材生産を目的としない森林整備を行います。

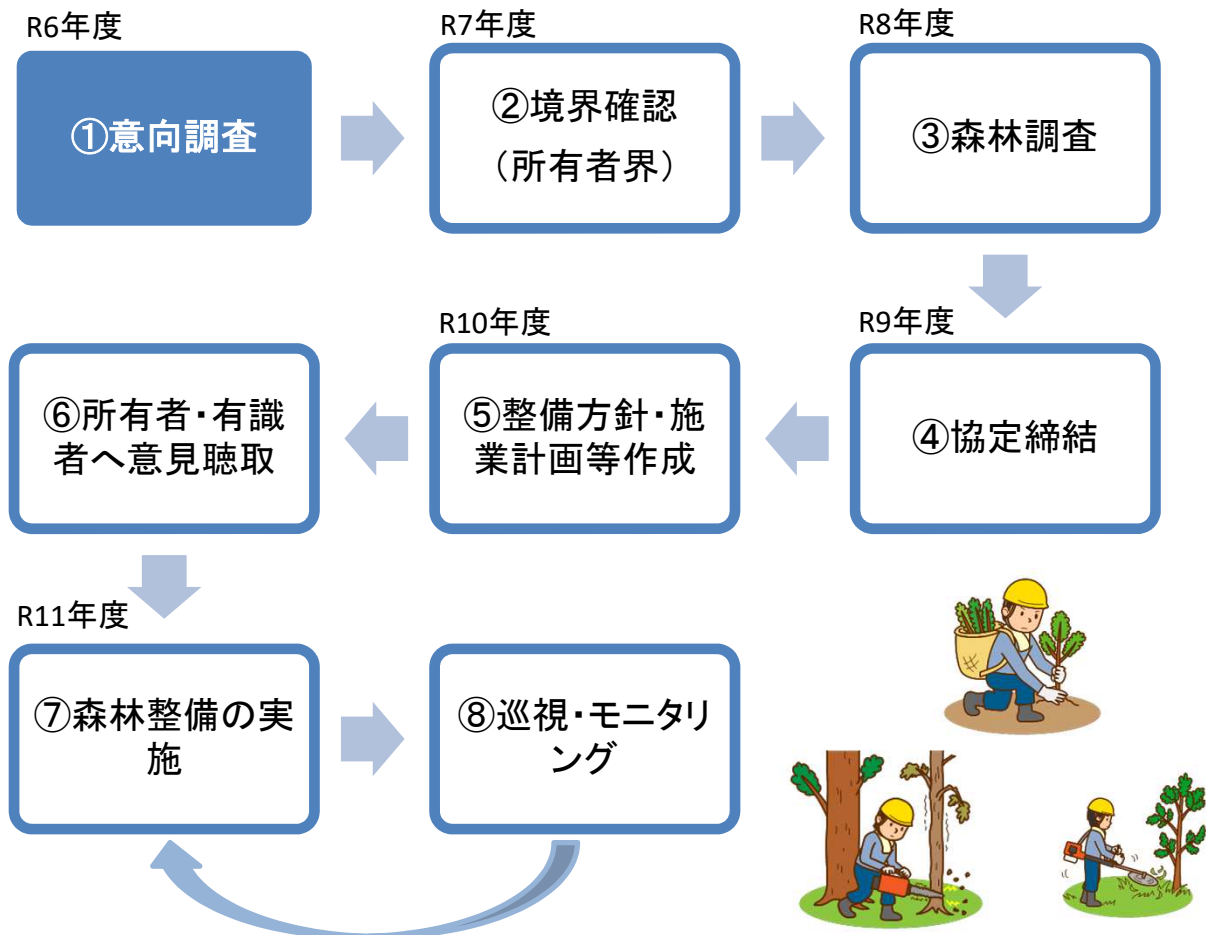
※市へ経営管理を委ねると回答いただいた森林でも、検討の結果、整備が実施されない場合もあります。

※森林所有者の経営管理方法を制限するものではありません。

## 市の管理方法のイメージ



## 市の森林管理のスケジュール



### 【ポイント（香美市版）】

1. 市が、森林所有者に対して、所有する森林を今後どのように経営や管理をしていく意向であるかなどを調査します。（今回の調査です）

2. 意向調査の翌年度以降、境界確認の対象となった森林については、委託先の森林組合よりご案内しますので、ご協力をお願いいたします。**なお、意向調査対象の森林でも、境界確認の対象とならない場合がございます。**

3. 林業経営が成り立ちにくい森林で境界確認の対象となった森林は、境界の確認終了後に現地の森林調査を行い、間伐等の作業が必要か検討します。

4. 森林所有者へ森林調査の結果等を説明し、市の森林整備への同意が得られた場合に、香美市森林管理規程に基づき「香美市森林経営管理事業に関する協定」を締結します。

5. 協定を締結した森林においては、整備方針や施業計画等の完成後、森林整備を実施します（森林組合等への委託）。

6. 間伐等実施後は巡視を行い、事業内容ごとに決めた年数後に施業効果を観測し、目標とする森林へ近づくように改善案を整備計画へフィードバックします。

Q

森林所有者から森林をとりあげるのですか？

いいえ。

森林所有者が自ら経営や管理を行う場合は、これまでどおり森林所有者の方々の経営や管理が継続されるよう支援します。

A

森林経営管理制度では、森林所有者が自ら経営や管理を行うことが難しく、市町村に森林を預けたいとの意向を示した場合に、所有権は森林所有者が持ちながら、市町村が森林の経営や管理を引き受けることができます。

なお、市は意向調査の結果や様々な状況を踏まえた上で委託をお受けするか判断するため、ご希望に添えない場合もあります。

Q

森林所有者の費用負担はありますか？

A

意向調査から森林の境界確認までの手続きには、森林環境譲与税を活用するため、森林所有者の負担金は発生しません。

また、森林の経営管理を市へ委ねられた森林において協定を締結した場合、施業（間伐等）の実施には森林環境譲与税を活用するため、基本的には森林所有者の負担金は想定していません。

ただし、協定締結した森林にかかる固定資産税等は森林所有者の負担となります。

Q

市に経営管理を委ねる場合の注意点は？

A

市が経営管理を行う森林では、

①溪畔林や広葉樹林等为目标とした森林整備を行うため、将来的に林業経営が行えない森林となる可能性が高いこと

②森林所有者は、市が経営管理を行っている間、自由に森林を利用できないこと

等、自ら森林整備を行う場合と比較すると一定の制約があります。

なお、市では、既に針広混交林や広葉樹林である場合や、斜面傾度40度以上の急傾斜地等施業困難地については、原則、間伐等の森林整備は行わず、自然に推移させることとしています。